

【案】

2023.11.22 時点

資料2

公民館をあまり利用していない人たちに、公民館を知ってもらい、公民館に足を運び、公民館活動に参加してもらうために必要な方策等について
(答申)

令和6年3月

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会

目 次

諮問書	．．．．．	2
はじめに	．．．．．	3
茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会からの答申	．．．．．	4
むすび	．．．．．	●
資料	．．．．．	●
茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会委員名簿	．．．．．	●
茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会等会議の経過	．．．．．	●

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会
会長 岩壁 榮 様

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館
館長 三井 優子

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第 29 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を要する事項

公民館をあまり利用していない人たちに、公民館を知ってもらい、公民館に足を運び、公民館活動に参加してもらうために必要な方策等について

2 理由

社会教育法第 20 条において、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とその目的を示しています。

公民館利用者は、固定化するとともに高齢化が進み、小学生以下の利用はあるものの、中間世代（学生（中学生、高校生、大学生）、勤労世代、今まで地域と関わりが無かった退職した世代）の利用が少ない状況にあります。また、市民の中には、公民館の存在を知らない人もまだまだたくさん存在しています。将来的な地域づくり等を考えると、公民館の存在を知っていただき、高齢者のみならず、年齢、性別、職業等を問わず、あらゆる世代の人たちに利用され、開かれた公民館として、役割を果たさなければなりません。

さらに、ライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人たち（貧困の状況にある子ども、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化しています。

公民館は、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の拠点として、多様な学習機会の提供、学習成果発表の機会の創出等必要な社会教育の機会を提供するとともに、公民館をあまり利用していない人たちを取り込み、これらの機会の提供に係る担い手として確保するための考察が必要な時期に来ています。

以上のことから、上記 1 の「検討を要する事項」について諮問いたしますので、御審議の上、答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日 令和 6 年 3 月

はじめに

令和2年2月末から、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、市主催行事や公民館活動は中止になりました。

その後は臨時休館を経て、開館が再開されましたが、利用者の皆さんの安全と安心を確保するため予防に留意しながら活動を続けてきたところです。

令和5年3月4日（土）～5日（日）には久しぶりの「第41回つるみね公民館まつり」～とりもどそう！人のつながり 学びの場～ を合言葉に、利用団体の皆さんの協力を得て開催されました。

主な内容は、「音楽とダンス発表コーナー」、「体験・参加コーナー」、「みんなで遊ぼうコーナー」、「作品展示コーナー」、そして特別企画の「武士の目覚めと800年前の鶴嶺」と題して茅ヶ崎市博物館学芸員による講演を熱心に聴き入りました。

3年間待ち望んでいたのでしょうか。公民館祭りは大勢の皆さんが参加され盛況の中に、笑顔と元気な話し声が印象的でした。

今回諮問されましたテーマは「公民館をあまり利用していない人たちに、公民館を知ってもらい、公民館に足を運び、公民館活動に参加してもらうために必要な方策等について」です。

具体的な内容の検討について、計●回にわたって話し合いを行いました。

これからも「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の拠点施設としての機能を引き続き発揮されることを願って答申します。

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会からの答申

公民館では、既に様々な取組を行っているようですが、公民館を知ってもらい、公民館に足を運び、公民館活動に参加してもらうために次の方策が必要だと考えます。

なお、このような方策は、一朝一夕に成果が出るものではありません。地道な積み重ねから人伝に広がりを見せていくものだと考えますので、長い目で実践していく必要があると考えます。

Ⅰ 公民館を知ってもらい、公民館に足を運んでもらうための方策

(1) 広報活動の強化

- ・ 公民館が、「集う、学ぶ、繋ぐ」場であることを発信する。
- ・ 主催事業の講座などのチラシを、より効果的に配布する。（例：小学生対象の講座のチラシを近隣小学校に配布する際、裏面に保護者向け講座などの案内を載せるなど）
- ・ 現在行っている公民館ウィーク（市役所）、公民館フェスタ（商業施設）など、公民館外で、市民が公民館を知る機会をより一層活用する。

・

(2) サークル活動、地域活動の情報発信

- ・ 公民館を利用しているサークルや地域で活動している団体などの情報を発信する。
- ・ 活動成果の発表の場を増やす。

・

(3) 他団体、組織との連携

- ・ 鶴嶺東コミュニティセンター・鶴嶺西コミュニティセンターと連携し、相互に講座や活動を紹介し合う。
- ・ 小中学校と連携し、総合的な学習の時間の成果発表の場にしてもらうなど、子ども

の頃から公民館を身近な存在として知ってもらう。

・

(4) 来館のハードルを下げる

- ・ 公民館の存在を知っていたとしても、「公民館」という名称から、なかなか立ち寄りにくい印象がある。講座への参加やサークル活動以外にも、公民館が、目的なくふらっと立ち寄れて過ごせる場所となるように、ロビーが自由に使えることをPRする。

・

2 公民館活動に参加してもらうために必要な方策

(1) 主催事業の多角化

- ・ 小学生対象事業は、より子どもが参加しやすい事業を企画する。
- ・ 中学生対象事業は、学校ではなかなか体験できない事業を企画する。音楽祭に参加してもらい地域とのつながりづくりの機会とする。
- ・ 周辺の自然を活用した事業：小出川、千の川の自然観察会など、公民館周辺の自然を活かす。
- ・ 地元企業との連携事業
- ・ 他団体、組織との連携事業（コミュニティセンターと相互開催事業等）
- ・ ロビーの活用（過去に行った事業の写真の展示等）
- ・ 来館しなくても事業に参加できるようオンライン講座を拡大
- ・ 主催事業のニーズのリサーチのため、地域の小中学校へ相談する。
- ・ 子どもが先導できる事業を企画し、多世代交流を図る。

・

(2) サークル活動、地域活動支援の強化

- ・ 公民館では、主催事業の講座だけでなく、既存のサークルに入って活動したり、新しく立ち上げたりすることもできることを、もっとPRする。

・

(3) 公民館＝地域の拠り所へ

- ・ 来館者にとって、公民館職員が顔なじみのとなることで、地域と公民館のつながりを深める。

・

むすび

2年間の任期で委員を委嘱され、アツという間に時間が過ぎましたが共通の課題の中で話し合いを重ねて、教えられたことも多々ありました。

新たな出会いと人間関係は、それぞれの体験や考え方、支店の相違から大変参考になりました。

また、皆さんの意見の中には建設的で良いヒントがあり、おもしろいな～と感じました。

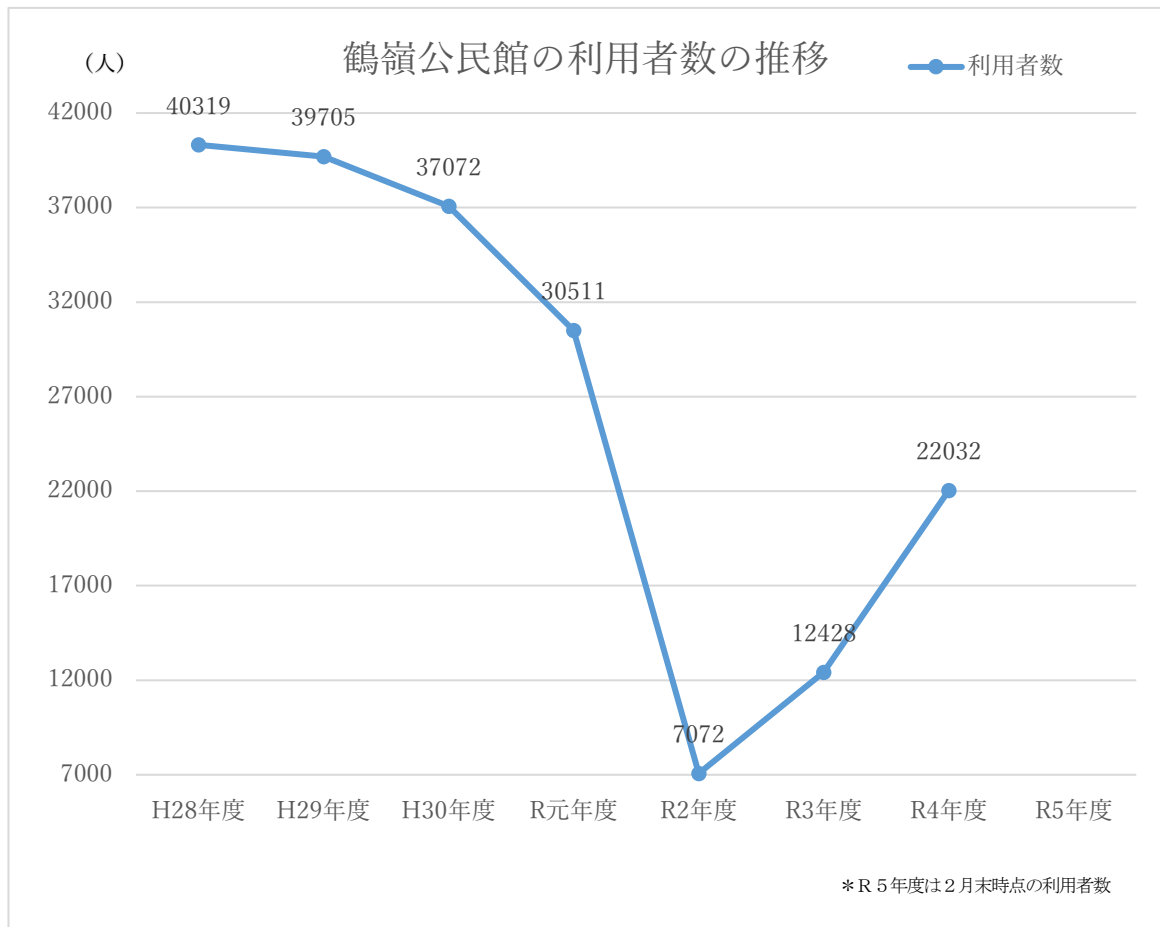
これからは、コロナウイルス感染症の体験から、予防策に留意しながら日常的な活動ができます。

長年にわたりまして培われた公民館運営・活動を充分生かされ、今後も公民館が地域の大切な拠点として、皆さんからより一層親しまれることを願ひまして、むすびの言葉とします。

令和6年3月●日

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会委員一同

資料



*利用者数=サークル活動人数+主催事業参加者数

鶴嶺公民館運営審議会委員名簿

任期（令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）

氏 名	推薦組織
岩壁 榮	鶴嶺東地区まちぢから協議会
岡野 一郎	鶴嶺西地区まちぢから協議会
金井 秀子	茅ヶ崎市中学校長会 萩園中学校教頭
田中 節夫	鶴嶺公民館利用者懇談会
堀内 秀行	鶴嶺西地区社会福祉協議会
山本 和男	今宿小学校区青少年育成推進協議会
渡辺 孝	茅ヶ崎市老人クラブ連合会

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会等会議の経過

令和4年度

開催日	会議名	議題（抜粋）
令和4年7月13日（水）	第1回鶴嶺公民館 運営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会に係る会長及び副会長の選出について ・令和4年度予算及び事業計画について
令和5年3月22日（水）	第2回鶴嶺公民館 運営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度鶴嶺公民館事業報告について ・令和5年度予算(案)及び事業計画(案)について ・諮問について

令和5年度

開催日	会議名	議題（抜粋）
令和5年7月26日(木)	第1回鶴嶺公民館運営 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度主催事業報告（4月～7月実施分）について ・諮問に対する答申案作成の方向性について
令和5年9月28日(木)	答申（案）検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）について
令和5年11月22日(水)	第2回鶴嶺公民館運営 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度主催事業報告（8月～11月実施分）について ・諮問に対する答申案作成について
令和●年●月●日(●)	答申（案）検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）について
令和6年3月●日(●)	第3回鶴嶺公民館運営 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・●●●●●●●●●●について ・答申について

公民館をあまり利用していない人たちに、公民館を知ってもらい、公民館に足を運び、
公民館活動に参加してもらうために必要な方策等について（答申）

令和6年3月

発行 茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会

編集 茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課鶴嶺公民館

〒253-0071

神奈川県茅ヶ崎市萩園2028番地55

電話 0467-87-1103



鶴嶺公民館ホームページ

ホームページ

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kyouiku/kominkan/tsurumine/index.html>